

令和7年 第8回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和7年8月25日（月）					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後1時50分					
閉会時刻宣言	午後2時30分					
会長	小川 収一					
委員出席席状況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	大野 謙一	出	1	松原 啓	出
	2	柴崎 寿男	出	2	宇津木 俊昭	出
	3	岡野 鈴代	出	3	小室 富保	出
	4	波田 二三雄	出	4	小室 一宏	出
	5	小川 収一	出	5	秋葉 正治	出
	6	新井 功	出			

〔議案等〕

- 日程第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：長瀬 1,123 m²
権利の詳細：所有権
- 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 2,128 m²
権利の詳細：使用貸借
- 日程第4 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：前久保 484 m²
転用の詳細：駐車場
- 日程第5 議案第3号番号1 農用地利用集積計画の決定について
土地の表示：葛貫 2,507 m²
権利の種類：賃貸借
- 議案第3号番号2 農用地利用集積計画の決定について
土地の表示：権現堂 1,139 m²
権利の種類：賃貸借
- 日程第6 議案第4号番号1 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について
- 日程第7 報告第1号番号1 農地法第4条の規定による届出報告について
土地の表示：毛呂本郷 22 m²
転用の詳細：住宅用地

議長	(開会挨拶) それでは令和7年第8回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員4名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 ◎日程第1 会議録署名委員の指名
議長	会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは本日は会議録署名委員に1番、3番を指名します。 ◎日程第2 会期の決定
議長	会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	会期は本日1日とします。 ◎日程第3 議案第1号
議長	議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	譲受人は申請地の隣地に住んでおり、昔から耕作をしているとのことなのでこれからも引き続き耕作を行っていただければと思います。また、申請者は〇〇とのことですが、どちらが〇〇に当たるのでしょうか？

事務局	推測になりますが、地権者が譲渡人である以上、地権者が〇〇に当たると考えられます。
議長	議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第1号番号2農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	1年の契約だと毎年、毎年、申請が出てくるのですか？
事務局	3条の契約は自動更新になるので、基本的には1回申請されれば解約されるまで更新が続きます。そのため、農地の相続がされても相続人が権利を保有することになります。
委員	これは両方で合意がなされているのですか？
事務局	合意がなされて申請をされています。
委員	先ほど自動更新というお話でしたが相続が発生したらどうなりますか？
事務局	相続が発生した場合は相続人が引き継ぐことになります。

委員	借受人が亡くなっても同じようになりますか？
事務局	同じようになります。
委員	申請者が亡くなられてご遺族が３条の話しを知らなかった場合はどうなるのでしょうか？
事務局	基本的にはその農地で問題が発生した場合や売買等の話しが来たときにご案内をさせていただいて、原則、昔の契約を整理してから新しい契約にお話しを持って行きます。
議長	議案第１号番号２農地法第３条の規定による許可申請について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	（全員挙手）
議長	挙手全員でございます。議案第１号番号２農地法第３条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第４ 議案第２号 議案第２号番号１農地法第５条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	（内容説明）
議長	質問のある方はいますか。
委員	〇〇の駐車場とのことですが〇〇はどちらにありますか？
事務局	公図で言うと〇〇になります。
委員	土地の売買金額はわかりますか？
事務局	申し訳ありません。現在、手元に資料がないため後日、回答をさせてい

	たきます。
議長	議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第 5 議案第 3 号 議案第 3 号番号 1 農用地利用集積計画の決定について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	毛呂山の農業を発展していただいてありがたいことです。是非頑張っていたきたいのですが、現地が荒れてるように見受けられるのですが、こちらはどのようにする予定なののでしょうか？
事務局	こちらは伐採する予定が立っているとのことです。
議長	議案第 3 号番号 1 農用地利用集積計画の決定について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第 3 号番号 1 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可相当といたします
議長	議案第 3 号番号 2 農用地利用集積計画の決定について事務局に説明

	を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	ハウス等を建てているのですか？権現堂ですとイノシシ等の獣害対策が必要になると思われますが。
事務局	現地は80cm位のしっかりとした柵で囲まれているので対策はある程度されています。
事務局	議案第3号番号2農用地利用集積計画の決定について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第3号番号2農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第6 議案第4号 議案第4号番号1 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	申請者はよくやったださって頑張っ欲しいのですが、〇〇は農家としてこれからも取り組んでいくのでしょうか？
事務局	〇〇と同じく耕作に取りかかる予定です。
委員	将来的に農地を拡大する計画だと思うのですが、借りれる農地等はあるのでしょうか

事務局	現時点で具体的な場所はありませんが、〇〇付近の農地の地権者から農地を売れないかをご相談を頂く機会が多いので借りれる農地は多いと思います。
委員	この辺は土も石が混じっていないと聞いたことがあります。農地として良いですね。
議長	議案第４号番号１青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第４号番号１青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、原案のとおり許可相当といたします
議長	◎日程第７ 報告第１号 報告第１号番号１農地法第４条の規定による届出について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	(異議無し)
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和７年第８回農業委員会総会を閉会いたします。